

第3節 計画の目標

当地域における汚染物質等の項目ごとの目標は表1-3-1に示すとおりであり、各種の公害防止施策等の推進により、目標が平成18年度末を目途に達成されるよう努めるものとして本計画を策定する。

なお、環境基本法第16条に基づく環境基準等が設定又は改定された場合及び新たに環境基準等の超過が生じた場合は、当該環境基準等に係る部分を変更した別表をもって本計画の別表とみなす。

表1-3-1 計画の目標

区分	目 標	適用区域	備 考												
1 大 気 汚 染	「大気汚染防止に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)第1に定める環境基準	工業専用 地域、の 他公衆生 活に活 ない地 域又は 場所区 域以外 の区域													
	<table border="1"> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。</td> </tr> <tr> <td>光化学オキシダント</td> <td>1時間値が0.06ppm 以下であること。</td> </tr> </table>			浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm 以下であること。								
	浮遊粒子状物質			1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。											
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm 以下であること。														
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)第1に定める環境基準及び第2の2															
	<table border="1"> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。</td> </tr> </table>	二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。												
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。														
2 水 質 汚 濁	ア 地下水 「地下水の水質の汚濁に係る環境基準値について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)第1に定める基準値	全計画区域													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>0.04mg/l以下</td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>0.02mg/l以下</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.03mg/l以下</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01mg/l以下</td> </tr> <tr> <td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td> <td>10mg/l以下</td> </tr> </tbody> </table>			項 目	基準値	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
	項 目			基準値											
	シス-1,2-ジクロロエチレン			0.04mg/l以下											
	1,1-ジクロロエチレン			0.02mg/l以下											
	トリクロロエチレン			0.03mg/l以下											
	テトラクロロエチレン			0.01mg/l以下											
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下														

区分	目 標	適用区域	備 考																							
2 水 質 汚 濁	ア 河川 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める基準値	水質汚濁に係る環境基準指定水域																								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th>基準値</th> </tr> <tr> <th>生物化学的酸素要求量(BOD)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの</td> <td>1 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの</td> <td>2 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの</td> <td>3 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの</td> <td>5 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの</td> <td>8 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>工業用水3級環境保全</td> <td>10mg/l 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目 類型	利用目的の適応性	基準値	生物化学的酸素要求量(BOD)	AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1 mg/l 以下	A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2 mg/l 以下	B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	3 mg/l 以下	C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5 mg/l 以下	D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	8 mg/l 以下	E	工業用水3級環境保全	10mg/l 以下
				項目 類型			利用目的の適応性	基準値																		
					生物化学的酸素要求量(BOD)																					
				AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1 mg/l 以下																				
				A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2 mg/l 以下																				
				B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	3 mg/l 以下																				
				C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5 mg/l 以下																				
				D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	8 mg/l 以下																				
				E	工業用水3級環境保全	10mg/l 以下																				
イ 湖沼 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める基準値	水質汚濁に係る環境基準指定水域																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th>基準値</th> </tr> <tr> <th>化学的酸素要求量(COD)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの</td> <td>1 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの</td> <td>3 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>水産3級、工業用水1級、農業用水及びC以下の欄に掲げるもの</td> <td>5 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>工業用水2級、環境保全</td> <td>8 mg/l 以下</td> </tr> </tbody> </table>			項目 類型	利用目的の適応性	基準値	化学的酸素要求量(COD)	AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1 mg/l 以下	A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	3 mg/l 以下	B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びC以下の欄に掲げるもの	5 mg/l 以下	C	工業用水2級、環境保全	8 mg/l 以下								
項目 類型					利用目的の適応性	基準値																				
			化学的酸素要求量(COD)																							
AA			水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1 mg/l 以下																						
A			水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	3 mg/l 以下																						
B			水産3級、工業用水1級、農業用水及びC以下の欄に掲げるもの	5 mg/l 以下																						
C			工業用水2級、環境保全	8 mg/l 以下																						
ウ 海域 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める基準値 a 一般項目			水質汚濁に係る環境基準指定水域																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th>基準値</th> </tr> <tr> <th>生物化学的酸素要求量(COD)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの</td> <td>2 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの</td> <td>3 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>環境保全</td> <td>8 mg/l 以下</td> </tr> </tbody> </table>					項目 類型	利用目的の適応性	基準値	生物化学的酸素要求量(COD)	A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	2 mg/l 以下	B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	3 mg/l 以下	C	環境保全	8 mg/l 以下									
項目 類型	利用目的の適応性	基準値																								
		生物化学的酸素要求量(COD)																								
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	2 mg/l 以下																								
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	3 mg/l 以下																								
C	環境保全	8 mg/l 以下																								

区分	目 標	適用区域	備 考		
2 水 質 汚 濁	生活環境の保全に関する項目	b 栄養塩類			
		項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
				全窒素	全 燐
			自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l 以下	0.02mg/l 以下
			水産1種、水浴及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l 以下	0.03mg/l 以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下		
	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/l 以下	0.09mg/l 以下		
3 騒 音	環境騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)第1に定める基準値			
		ア 一般地域			
		地域の類型	時 間 の 区 分		
			昼間	夜間	
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50デシベル以下	40デシベル以下		
A及びB	専ら住居の用に供される地域	55デシベル以下	45デシベル以下		
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60デシベル以下	50デシベル以下		
	イ 道路に面する地域				
	地域の類型	基準値			
		昼間	夜間		
	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下		
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下		
	<p>車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。</p> <p>この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p>				
	基準値	備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル、夜間にあっては40デシベル以下)にすることができる。			
	昼間	夜間			
	70デシベル以下	65デシベル以下			

「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(平成5年11月19日政令371号)に基づき、知事又は市長が地域の区分ごとに指定する地域

区分	目 標		適用区域	備 考						
3 騒音	航空機騒音	<p>「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)第1に定める基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域の類型</th> <th>基準値 (単位WECPNL)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら住居の用に供される地域</td> <td>70以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域</td> <td>75以下</td> </tr> </tbody> </table>	地域の類型	基準値 (単位WECPNL)	専ら住居の用に供される地域	70以下	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75以下	<p>「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(平成5年11月19日政令371号)に基づき、知事又は市長が地域の区分ごとに指定する地域</p>	
		地域の類型	基準値 (単位WECPNL)							
専ら住居の用に供される地域	70以下									
上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75以下									
新幹線騒音	<p>「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)第1に定める基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域の類型</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主として住居の用に供される地域</td> <td>70デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>商工業の用に供される地域等以外の地域</td> <td>75デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table>	地域の類型	基準値	主として住居の用に供される地域	70デシベル以下	商工業の用に供される地域等以外の地域	75デシベル以下	<p>「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(平成5年11月19日政令371号)に基づき、知事又は市長が地域の区分ごとに指定する地域</p>		
	地域の類型	基準値								
主として住居の用に供される地域	70デシベル以下									
商工業の用に供される地域等以外の地域	75デシベル以下									